

第百六十一回国会 衆議院 議院運営委員会図書館運営小委員会議録 第一号

本小委員会は平成十六年十月十二日(火曜日)委員会において、設置することに決した。

十月十三日

本小委員は委員長の名で、次のとおり選任された。

田中 英夫君	谷川 弥一君
中山 泰秀君	古川 禎久君
水野 賢一君	生方 幸夫君
城島 正光君	簡井 信隆君
高木美智代君	

十月十三日

簡井信隆君が委員長の指名で、小委員長に選任された。

平成十六年十一月十一日(木曜日)

午前十時三十分開議

出席小委員

小委員長 簡井 信隆君	
田中 英夫君	谷川 弥一君
中山 泰秀君	古川 禎久君
水野 賢一君	生方 幸夫君
城島 正光君	高木美智代君

議院運営委員	吉井 英勝君
国立国会図書館長	黒澤 隆雄君

十一月十一日

小委員田中英夫君十月二十二日委員辞任につき、その補欠として田中英夫君が委員長の指名で小委員に選任された。

同日

小委員高木美智代君同月四日委員辞任につき、その補欠として高木美智代君が委員長の指名で小委員に選任された。

同日

小委員谷川弥一君、中山泰秀君及び古川禎久君同月九日委員辞任につき、その補欠として谷川弥一君、中山泰秀君及び古川禎久君が委員長の指名で小委員に選任された。

本日の会議に付した案件

国立国会図書館法の一部改正の件
国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程の一部改正の件
国立国会図書館職員倫理規程の一部改正の件

○簡井小委員長 これより図書館運営小委員会を開会いたします。

本日は、国立国会図書館法の一部改正の件、国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程の一部改正の件、国立国会図書館職員倫理規程の一部改正の件について御協議をお願いいたしますと存じます。

順次、黒澤図書館長の説明を求めます。

○黒澤国立国会図書館長 国立国会図書館法の一部改正の件外二件について御説明いたします。

第一に、国立国会図書館法の一部改正の件であります。これは、従来、国や地方公共団体の仕事とされてきた事務が独立行政法人、地方独立行政法人等に移っていることから、これらの法人や一定の特殊法人等が、国、地方公共団体と同様に、その出版物を国立国会図書館に納入する制度を設けようとするものであります。

この法律は、平成十七年一月一日から施行することとしておりますが、同日以降予定されている特殊法人の新設、廃止に伴う規定の整備もあわせて行うこととしております。

第二に、国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程の一部改正の件であります。これは、たゞいま御説明いたしました独立行政法人等が納入する出版物の部数の細目を定めようとするものであります。

第三に、国立国会図書館職員倫理規程の一部改正の件であります。これは、株取引等の報告に関し、商法等の改正に伴う所要の規定の整備を行うおうとするものであります。

以上の規程につきましては、平成十七年一月一日から施行することとしております。

以上でございます。よろしく御協議のほどお願い申し上げます。

国立国会図書館法の一部を改正する法律案
国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程の一部を改正する規程案
国立国会図書館職員倫理規程の一部を改正する規程案

(本号末尾に掲載)

○簡井小委員長 これより懇談に入ります。

(午前十時三十二分懇談に入る)
(午前十時三十七分懇談を終わる)

○簡井小委員長 これにて懇談を閉じます。

それでは、国立国会図書館法の一部改正の件、国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程の一部改正の件、国立国会図書館職員倫理規程の一部改正の件につきましては、お手元に配付の案をそれぞれ小委員会の案と決定するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○簡井小委員長 御異議なしと認めます。よつ

て、そのように決定いたしました。

なお、本日の議院運営委員会において、以上の審査の経過並びに結果を私から御報告いたしますので、御了承願います。

○簡井小委員長 次に、黒澤図書館長より発言を求められておりますので、これを許します。黒澤図書館長。

○黒澤国立国会図書館長 この際、一言申し述べさせていただきます。

去る十一月九日、会計検査院から内閣に提出されました平成十五年度決算検査報告におきまして、「物品・役務の調達に当たり、契約事務を適切に実施するよう改善させたもの」として国立国会図書館に関する事項が記載されていることについてであります。

改善を求められた第一の点は、随意契約によって調達したものの一部に一般競争に付すべきものがあつたということでありました。当館では、業務の安定性、調達の経済性も考慮して契約方式を決定してまいりましたが、会計検査院からは、公正性、競争性、透明性確保の点から見て適切でなかったとの指摘を受けたものでございます。第二の点は、特定調達契約に関し、必要とされる官報掲載を行わなかったことについて同様の指摘がなされたことでもあります。

私どもは、会計検査院から本年九月にこの指摘を受け、早速、今後に向け、改善措置を講じたところであります。

本件につきましては、委員の皆様には大変御心配をおかけいたしました。この際、おわび申し上げますとともに、引き続きよろしく御指導賜りますようお願い申し上げます。

午前十時三十九分散會

国立国会図書館法の一部を改正する法律

第一条 国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第十章の章名を次のように改める。

人等による出版物の納入

第二十四条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「前二項」に、「但し」を「ただし」に、「且つ」を「かつ」に改め、同項の項番号を削る。

第二十四条第一項の次に次の一項を加える。

次に掲げる法人により又はこれらの法人のため、前項に規定する出版物が発行されたときは、当該法人は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、五部以下の部数を直ちに国立国会図書館に納入しなければならない。

一 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人

二 国立大学法人法(平成十五年法律第一百
二号)第二条第一項に規定する国立大学法
人又は同条第三項に規定する大学共同利用
機関法人

三 特殊法人等(法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に關し行政官庁の認可を要する法人をいう。以下同じ。)のうち、別表第一に掲げるもの

第二十四条の二第一項及び第二項を次のように改める。

地方公共団体の諸機関により又は地方公共

に納入するものとする

次に掲げる法人により又はこれらの法人のため、前条第一項に規定する出版物が発行されたときは、当該法人は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、都道府県又は市が設立した法人その他の都道府県又は市の諸機関に準ずる法人にあつては四部以下の部数を、町村が設立した法人その他の町村の諸機関に準ずる法人にあつては二部以下の部数を、直ちに国立国会図書館に納入するものとする。

一 港灣法(昭和二十五年法律第二百十八号)
 第四条第一項に規定する港務局

第四條第一項に規定する港務局

二 地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）第一条に規定する地方住宅供給公社

給公社

三 地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)第一条に規定する地方道路公社

四 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和

四十七年法律第六十六号)第十条第一項に規定する土地開発公社

五 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人

六 特殊法人等のうち、別表第二に掲げるもの

第二十四条の二第三項中「前条第二項」を「前条第三項」に改め、同項の項番号を削る。

第十一章の章名を次のように改める。

第十一章 その他の者による出版物の納入

第二十五条第二項中「第二十四条第二項の」を「第二十四条第三項の」に、「第二十四条第二項中」を「同条第三項中」に改め、同項及び同条第

三項の項番号を削り、同条第四項中「第一項但書」を「第一項ただし書」に改め、同項の項番号を削る。

第二十五条の二第二項の項番号を削る。
附則の次に別表として次の二表を加える。

別表第一(第二十四条関係)

名 称	根 拠 法
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)
核燃料サイクル開発機構	核燃料サイクル開発機構法(昭和四十二年法律第七十三号)
公営企業金融公庫	公営企業金融公庫法(昭和三十二年法律第八十三号)
国際協力銀行	国際協力銀行法(平成十一年法律第三十五号)
国民生活金融公庫	国民生活金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)
住宅金融公庫	住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)
商工組合中央金庫	商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)
総合研究開発機構	総合研究開発機構法(昭和四十八年法律第五十一号)
地方競馬全国協会	競馬法(昭和二十三年法律第五百十八号)
中小企業金融公庫	中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第三百三十八号)
日本銀行	日本銀行法(平成九年法律第八十九号)
日本原子力研究所	日本原子力研究所法(昭和三十一年法律第九十二号)
日本小型自動車振興会	小型自動車競走法(昭和二十五年法律第二百八号)
日本自転車振興会	自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九号)
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)
日本政策投資銀行	日本政策投資銀行法(平成十一年法律第七十三号)
日本船舶振興会	モーターボート競走法(昭和二十六年法律第二百四十二号)
日本中央競馬会	日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号)
日本郵政公社	日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)
農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)
農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)
預金保険機構	預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)

別表第二(第二十四条の二関係)

名 称	根 拠 法
日本下水道事業団	日本下水道事業団法(昭和四十七年法律第四十一号)

第二条 国立国会図書館法の一部を次のように改正する。

別表第一日本自転車振興会の項の次に次のように加える。

日本司法支援センター 総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年一月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、総合法律支援法第十三条に規定する日本司法支援センターの成立の時から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前に発行された出版物の納入については、なお従前の例による。

第三条 日本道路公団等民営化関係法施行法(平成十六年法律第二百二号)の施行の日の前日までの間におけるこの法律による改正後の国立国会図書館法(以下「新法」という。)第二十四条第二項の規定の適用については、新法別表第一中 住宅金融公庫 住宅金融公庫法(昭和二十五年

法律第五十六号)

とあるのは

住宅金融公庫	住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)
首都高速道路公団	首都高速道路公団法

二十五法律第五十六号)

と、

(昭和三十四年法律第二百三十三号)

日本中央競馬会	日本中央競馬会法
---------	----------

(昭和二十九年法律第二百五号)

とあるのは

日本中央競馬会	日本中央競馬会法
日本道路公団	日本道路公団法

競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号)

と、

公団法(昭和三十一年法律第六号)

農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫法
----------	-----------

業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)

とあるのは

農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫法
阪神高速道路公団	阪神高速道路公団法
本州四国連絡橋公団	本州四国連絡橋公団法

農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)

阪神高速道路公団法(昭和三十七年法律第四十三号)

とする。

本州四国連絡橋公団法(昭和四十五年法律第八十一号)

第四条 年金積立金管理運用独立行政法人法(平成十六年法律第五号)の施行の日(平成十八年四月一日)の前日までの間における新法第二十四条第二項の規定の適用については、新法別表第一中

日本郵政公社

日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)

と

あるのは、

日本郵政公社	日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)
年金資金運用基金	年金資金運用基金法(平成十二年法律第十九号)

とする。

理 由

国立国会図書館が納本による図書館資料の収集をより一層適確に行うため、独立行政法人、地方独立行政法人等に国又は地方公共団体の諸機関と同様の納本義務を課する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程の一部を改正する規程案

国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程の一部を改正する規程
国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程(昭和二十四年国立国会図書館規程第三号)の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条を次のように改める。

(国の諸機関に準ずる法人の納入部数)
第二条 法第二十四条第二項各号に掲げる法人が納入すべき出版物の部数は、特別の事由のない限り、五部とする。

(地方公共団体の諸機関の納入部数)

第三条 法第二十四条の二第一項の規定により地方公共団体の諸機関が納入するものとされる出版物の部数は、特別の事由のない限り、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める部数とする。

一 都道府県(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規

定する指定都市(以下「指定都市」という。)を含む。以下同じ。)(これに準ずる特別地方公共団体を含む。以下同じ。)(この諸機関 五部 二市(指定都市を除き、特別区を含む。以下同じ。)(これに準ずる特別地方公共団体を含む。以下同じ。)(この諸機関 三部 三町村(これに準ずる特別地方公共団体を含む。以下同じ。)(この諸機関 二部 七条を第八条とし、第六条を第七条とし、第五条を第六条とする。

第四条中「前三条を」を「前各条」に改め、同条を第五条とする。

第三条の次に次の一条を加える。

(地方公共団体の諸機関に準ずる法人の納入部数)
第四条 法第二十四条の二第二項各号に掲げる法人が納入するものとされる出版物の部数は、特別の事由のない限り、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める部数とする。

一 都道府県又は都道府県及び市町村が設立した法人 四部
二 日本下水道事業団 四部
三 市又は市及び町村が設立した法人 二部
四 町村が設立した法人 二部

附 則

この規程は、国立国会図書館法の一部を改正する法律(平成 年法律第 号)の施行の日

から施行する。

国立国会図書館職員倫理規程の一部を改正する規程案

国立国会図書館職員倫理規程の一部を改正する規程

国立国会図書館職員倫理規程(平成十二年国立国会図書館規程第五号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「新株予約権付社債券をいう。」を「新株予約権付社債券をいい、株券、新株引受権証書、新株予約権証券又は新株予約権付社債券が発行されていない場合にあっては、これらが発行されていたとすればこれらに表示されるべき権利をいう。」に改める。

附則

この規程は、平成十七年一月一日から施行する。